和服と洋服 女性の服装の変化が意味するもの

広 井 多鶴子

はじめに

今や日常生活で着物を着る人はほとんどいなくなった。多くの人にとって着物は普段着ではなくて、卒業式や成人式、結婚式、入学式、お正月など、特別の機会に着用する晴れ着ないしはフォーマルウェアである。だが、こうした特別の機会でも、女性に比べ男性が着物を着ることは少ない。着物が日本の「伝統文化」だとすれば、女性の方が日本の伝統文化を守っているということになる。このことは、アラブやイスラムやアフリカの男性が、今も公の場で民族衣装を身にまとっていることからすると、不思議なことに思える。なぜ、ある時から日本の男性は着物をほとんど着なくなったのか。また、なぜ女性は男性に比べ、今も着物を着る機会が多いのか。そこにはどのような歴史的・社会的な経緯があるのか。

日本における洋装の歴史は、明治維新以降、軍服、礼服や警察、駅員、 学生などの制服として始まる。近代国家を担う新たな公務を象徴する服装 として、男性の間に洋装が広がっていくのである。それに対し、女性の洋 装化はなかなか進まなかった。皇室の女性を除けば、明治初年、女性が公 務を担うことがほとんどなかったからだろう。

だが、明治以降の近代化は女性にも新たな服装を求めるようになる。そこで登場したのが、華族女学校の学監を務めていた下田歌子が考案したスカート型の女袴(行灯袴)である。1899(明治32)年に高等女学校令が公布され、女子学生が増加する中で、華族女学校発祥の女袴は、女子学生の

通学服として全国に広がっていく。

女性の洋装化は、袴が普及した後のことである。1920年代、大正時代になると高等女学校の制服として洋服が採用される。実践女学校と女子工芸学校も、1923(大正12)年に制服をワンピース型のセーラー服に変える。学校の制服に関する歴史研究のパイオニアとも言える佐藤秀夫は、男子学生の洋装は軍人や官僚などの洋装化に「追随」して進行したのに対し、女性の洋装化は女子学生が「先導」したと指摘している(佐藤1996:216頁)。女性の洋装化は高等女学校に通う女子学生から始まるのである。同じ頃、洋服を着た「職業婦人」や「モダンガール」が登場する。

その一方で、既婚女性や主婦の多くは着物を着続けた。既婚女性が日常的に洋服を着るようになるのは、戦時中の「モンペ」を経た戦後のことだろう。女性の洋装化には長い年月を要したのである。そのことが今日に至るまで、洋服と和服の着用をめぐる男女の違いをもたらしているように思われる。

では、女性の洋装化は、男性に比べなぜこれほど遅れたのか。また、女性にとって着物あるいは洋服を着るということは、どのような意味を持っていたのか。この小論では、本学の創立者下田歌子と本学の歴史を交えつつ、明治以降の男性と女性の洋装化の過程を概観する中で、女性の洋装化に込められた歴史的な意味について考えてみたい。

1. 洋装化のはじまり-1970年代

佐藤秀夫は、女性の服装に対する「社会的規制」が男性に比べいかに厳 しかったかについて、次のように指摘している(佐藤1996:216頁)。

服装規制に関する限り、女性は一般に、男性よりも一段と厳しい社会的規制の下におかれている。それは女性が男性から課せられている社会的処遇の反映であり、身分・階層・職業等々に応じた服装分化に加えて、服装表現のもつ「倫理」性がより厳しく要求されるからである。「女らしさ」「つつましさ」「女だてらに」などが、身分・階層の別を超え

て、性の故に求められる。これは、女学生への服装規制が男子学生生 徒へのそれに比して、はるかに複雑で変動に富んだ過程を歩むことを 意味していた。

だが、今日のサラリーマン男性のスーツ姿を想起すればわかるように、 男性の服装に対する「社会統制」が女性に比べて弱いということではない だろう。むしろ、女性とは別な意味で男性には強固な服装統制が加えられ ている。それゆえ明治初年以降、種々の抵抗を経ながらも、男性の洋装化 はほぼ着実に進行したと考えられる。異なるのは、佐藤の言うように、女 性の服装への統制が「男性から課せられている社会的処遇」の反映である のに対し、男性の服装は「女性から課せられている社会的処遇」の反映で はないということだろう。

軍服から始まった男性の洋装化は、1871(明治4)年ごろから社会の上 層部に一気に広がる。この年、明治天皇が洋服を着用し、皇族や官僚の礼 服も洋装となる。また、同年、「散髪脱刀令」(断髪令)が出され、警察官、 鉄道員、郵便局員などの制服として洋服が用いられるようになる(刑部 2010)。こうして男性の洋装は、国民国家を支える公務や新たな産業を担 うための服装となり、後進国日本を脱して文明国の仲間入りをするための 「文明開化」や「殖産興業」を象徴するシンボルとなっていく。

それに対し、学生の洋装化はやや遅れる。工部学校などの官立学校では 官費で背広型の制服が支給され、学習院は1879年から詰め襟の学生服を男 子学生の制服と定めたが、学生の間に洋装が広がったのは、「欧化時代」の 1880年代半ば以降である。1886(明治19)年に帝国大学(東京大学)と高 等師範学校で軍服を模した学生服が導入され、以後、高校、中学へと学生 服が普及していく。佐藤秀夫は、学生服は「軍に象徴される国家への強固 な帰属性、国家目的への忠実かつ没我的な随順、及び『地方民』(一般大衆 または私的市民)とは画然と区別される選良性」を象徴するものだったと 指摘する(佐藤1996:44頁)(1)。こうして中学・高校・大学に進学した男子 学生は、官僚や公務員などにやや遅れて、国民国家を支える「選良性」を

表象する学生服を着用するようになるのである。

2. 女性の洋装化のはじまり-1880年代

一方、女性の洋装化は男性とは別途の経緯を辿る。明治初年、男子のための中学校は全国各地に設立されたが、女子の中等教育機関は1872 (明治5)年に設立された官立の「東京女学校」(ただし5年後の1877年に廃校)と、1875 (明治8)年設立の東京女子師範学校および数校の府県立女学校のみだった。東京女学校と東京女子師範学校の女子学生は、当初、着物ではなく、袴を着用していた。それは「従前ノ衣服」は「教場」に「不都合」だという文部省の意向に基づくものだった⁽²⁾。

しかし、袴や羽織はもともと士分以上の男性が着るものだったことから、「国辱」「醜態」などと批判の声が上がる。そのため、文部省は、1883(明治16)年、女教員師や女生徒の袴や靴は「奇異浮華」だとして、服装は「務メテ習慣ニ従ヒ質素ヲ旨トシ奇異浮華ニ流サレサル」ようにと地方長官に対して通牒を発する⁽³⁾。それに従い、東京女子師範学校の学生は、いったん着物の着流し姿に戻る。

だが、その3年後の1886(明治19)年、皇室から女性の洋装化が始まる。 宮中の女性たちは、袿(五つ衣)、単、袴、裳などからなる袿袴を着用していたが、伊藤博文らによる宮中改革により洋服に切り替わる。美子皇后(昭憲皇太后)がはじめて公の場で洋服を着用したのは、1886年7月に華族女学校を訪問した際だという(植木2013)。

翌1887 (明治20) 年には、皇后自ら「婦女服制のことに付て皇后陛下思召書」を発して洋装を推奨する (4)。皇后はその中で、洋服は上下に分かれるため、日本の伝統に合致するものであり、しかも、洋服は「身体の動作歩行」に便利であると指摘している。皇后は洋服の機能性に着目したのである。だが、宮中に洋装が導入されたのは、機能性の観点というよりも、皇后の果たすべき国家的・公的な任務からだろう。欧化時代にあって、宮中の女性の洋装は男性の洋装と同様、外交などの国家的な任務を遂行する

際の正装として位置づけられたのである。

そうした中、1885 (明治18) 年10月、皇后の令旨により、皇族や華族な どの上流階級の女子を主な教育対象とする華族女学校が設立される。同校 は設立にあたって、「本校の生徒タルモノハ袴ヲ着シ、靴ヲ穿クベシ」「結髪 ハ随意タリ「西洋服ニテモ苦シカラズ」という方針を示した。だが、皇后 の「思召書」の後、1887年6月からは洋服に限定し、学校が決めた「雛形四種」 から「洋服仕立ての形」を選ぶこととした。その理由は体育教育を行なう ためだったという(学習院百年史1981:365-366頁)。なお、東京師範学校女 子部 (5) では、すでに前年の1886年に学生に洋装を義務づけている。

こうして大学生の学生服導入とほぼ同時期に、女子学生にも洋服が導入 される。洋装の女子学生は鹿鳴館での夜会に狩り出されたという(本田 1990)。しかし、当時の女子学生の洋装は「選良性」を表すものではあっても、 男子学生のように、国民国家を支える人材であることを象徴するものでは なかっただろう。鹿鳴館時代が過ぎた後、女子学生の洋装化は一気に終息 に向かうことになる。華族女学校では1890(明治23)年に和服を着用する ことが許可され、東京師範学校女子部でも1893 (明治26) 年に和服とする 方針が出される。

このように女子学生の洋装は定着しな かったが、その大きな要因としては、当 時の日本では西欧のドレスは、購入する にしても仕立てるにしても高価で入手が 難しかったからだろう。また、腰と胸を 締めつける西欧のドレスが、女性の健康 や衛生という点で問題にされていたから でもある。当時導入されたバッスル式ド レスは、コルセットで上半身をきつく締 めあげ、スカートの後方を腰当て(bustle) で膨らませるものだった(図1)。そのた め、華族女学校で洋服を義務化するにあ



図1 婦人中礼服 『風俗画報』2号、1889 (明治22) 年3月

たっては、コルセットを禁じたとされる(難波2012:54頁)。下田歌子も、 1893 (明治26) 年に華族女学校の教科書として刊行した『家政学 上巻』に おいて、次のように指摘している(下田1893:13-14頁)。

女子が西洋風の服を着るには、先、能く、注意すべきことあり。此服装は、腹部の極めて細きが見よき故に、若き女などは、我れも我れもと、競ひて其容体を、美麗ならしめんとするからに、胸腰を縮め内臓を絞め、其健康を害する迄に到れり。故に、彼の国の学者達は、甚く之を憂へ嘆けども、習慣の久しき、其風を改めんこと容易からずとぞ。

また、ドイツ人医師のベルツは、大日本教育会の講演会において、日本 女性のドレス姿について次のように述べている(ベルツ1889:238頁)。ヨー ロッパ人は最初から日本女子の洋装に賛成ではなかった。洋服は足が長く て胴が短い者に適しているが、日本人は胴が長く足が短い。欧州人の目か ら洋装の女子を見ると、田舎娘が東京見物に来ているように見える。若い 女子学生が靴を履いて内輪に歩くのも見悪いこと限りない。

このように女性の洋装に対しては、男性の洋装と違って、日本女性に似合うかどうかが問題にされた。その結果、欧化時代が過ぎ、1890年代に入って「国粋主義」が広まると、女性の和服姿こそが「国の独立」と「国粋」を象徴する美しい服装であり、日本の「良風」であるという新たな意味づけがなされるようになる(馬場2010:70頁)。男性の洋装が西欧諸国に匹敵する「文明国」の一員としての日本を象徴するものであったのに対し、女性の和装は国民国家としての日本の「伝統」と「文化」を象徴するものとして位置づけられたのである。このことが、その後も女性の洋装化を抑止し続けた大きな要因と言えるだろう。

3. 女袴の時代-1900年代

しかしながら、近代の国民国家を形成するうえでは着物も問題だった。

日清戦争(1894-95年)の後、幅広の帯、長い袖、重い結髪、不便な下駄な どが批判され、教育界や医学界などで、女性の「衣服改良論」が提起され る。戦争を経て、女性が強壮な男児を産むためには、従来通りの着物では なくて、運動や行動に適した機能的な服装に変えるべきだという考えが広 がったためである(刑部2018)。

このように、女性の洋装への批判と和服への批判の両方が渦巻く中、高 等女学校令が公布され、教育課程などが整備される(1899年)。また、高 等女学校令が各道府県に高等女学校の設置を義務づけたことから、中等教 育に就学する女子学生が徐々に増加していく。こうして増加した女子学生 の服装として採用されたのが、下田が女官の緋袴と男子の指貫袴を折衷し て華族女学校の女子学生用に考案したスカート型の女袴だった。女袴は賛 否両論を伴いながらも、1900年頃から全国の女学校に広がり、袴姿が中流 階層の女子学生を象徴するスタイルとなっていく ⁽⁶⁾。

では、なぜ下田は女袴を考案したのか。下田は、「本校にて用ふる袴の起 因及び製作」(1901)の中で、その理由として、「裳袴無き衣服」、つまり袴 を身に着けない着物の着流しは、皇后が華族女学校を訪れる際に「礼容」

を欠くということと、「体操及び、腰掛に 凭るに不便」だということの二点を指摘 している(下田1901:32-33頁)。体を動 かすと裾が乱れる着物は「礼容」という 点でも、体操や授業を行なううえでもふ さわしくないと下田は考えていたのであ る。もっとも、従来の袴にも問題があっ た。腰にくくる紐が1本のため、緩んだ り歪んだりしやすく、かつ、幼い女児に は足を振り分ける「襠」のある袴は「不 便」であり、冬は裾がまくれあがって寒い。 そこで、下田は袴の紐を2本にし、襠をと りのぞき、ひだを多くしたという。図2が

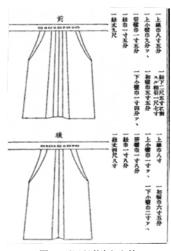


図2 下田が考案した袴 下田歌子「本校にて用ふる袴の起因 及び製作 | 1901 (明治34) 年

下田の考案した袴である。

しかし、華族女学校においても袴が通学服として定着するまでには、紆余曲折があったのだろう。図3は洋装時代を経て、着物の着用が認められた後の1892(明治25)年ごろの集合写真だが、この写真では学生はみな着物姿である。華族女学校は開学当初から袴を着用するものとしていたが、『学習院百年史』には、設立当初の華族女学校では、大部分の生徒は和服を着用していたため、体操の授業が正式にできなかったと書かれている(学習院1981:366頁)。下田が袴の改良を重ね、生徒がみなそれを通学服として着用するようになるのはこの写真の後のことかもしれない。

ともあれ、1900年代に入ると女袴が普及していくが、スポーツ社会学の 萩原美代子は、下田考案の女袴は「ユニ・ジェンダー」の男袴と違って「女 らしさ」を打ち出すものであり、「体操のためではなく礼儀のために採用さ れた」と指摘する(萩原2005:35頁)。確かに下田は「女らしさ」や「礼容」 を重んじたが、体育を軽視したわけではない。むしろ、逆である。1893(明 治26)年9月から1895年8月まで約2年にわたる欧州視察から帰ってきた下 田が、皇女教育の基本方針として最も重視したものの一つが体育だった。



図3 下田歌子と華族女学校の生徒 華族女学校永田町官舎にて 1892 (明治25) 年ごろ 中央の黒い着物と袴姿が下田

そこには、日本女性の体格や体力、健康に対する危機感があっただろう。 下田は、「日本国民が世界文明国と並立して、第一におとれるものは、其の 健康ならん」と述べ、日本の「座作進退の余りに窮屈なる礼儀作法」を批 判し、「将来国民の母たる今の女性が其の体育の不完全なる、斯のごとくに して改良せざらんか」、「旧来の習慣を打破し、勉めて快活なる体育の用性 法を其の課程にまで及ぼさんことを希望す」と、体育の重要性を主張した (下田1903:142、144頁)。

こうして下田は男のものだった袴を女がはくものに変えることによっ て、女子学生に体育教育を行ない、女性の健康と体力の向上を図った。図4 は1903 (明治36) 年の女子高等師範学校附属高等女学校の運動会の様子で ある。女子学生は袴をはくことで、駆け回って体育の授業やスポーツやダ ンスを楽しむことができるようになった。袴が和服の前裾の乱れや幅広の 帯や重い結髪から女子学生を解放したからである。



図4 女子高等師範学校附属高等女学校(お茶の水高等女学校)第9回運動会 『風俗画報』279号 1903 (明治36) 年12月

4. 洋装化の広がり-1920年代

だが、1920年代に入ると、女子学生の服装は袴姿から洋装へと一気に変わる。難波知子(2016)によると、女学校の制服として最も早く洋服を導入したのは山脇高等女学校とされる。同校校長の山脇房子は、明治中期から行なわれてきた和服の改良は「美的価値」がないために定着せず、帯や紐で胸を縛って胸高にはく袴は体操などに不都合であることから、「何か適当な、そして何処までも女性としての美を傷つけない、優美で高尚な服装を得たいと苦心」をしていたという(山脇1925:48頁)。

そこで同校が着目したのが英国の女子学生の服装であり、1919年にそれを参考にワンピースを作って標準服とする。翌1920年には、京都の平安女学校がワンピース型のセーラー服を導入し、1921年には、名古屋の錦城女学校と福岡女学院が今日と同様のツーピース型セーラー服を制服として採用する。

一方、実践女学校と女子工芸学校では、1899 (明治32) 年の創立当時以来、



図5 校衣姿の実践女学校の女子学生 1923 (大正11) 年 卒業アルバムより 校衣(授業服) は1899年から1923年まで 制服として着用される。



図6 実践高等女学校の制服 実践女子大学香雪記念資料館 展示「下田歌子と服飾」(2017 年)より 着物の上に着る被布を「授業服」あるいは「校衣」と称して、授業の際に は必ず着用することにしてきた(図5)。この校衣は、袴と同様、裾の乱れ から女子学生を解放するととともに、袖を筒袖または短めの元禄袖にする ことで、女子学生の動作を容易にした(7)。また、「質素清潔を旨とし時流に 走り浮華に流る可からず ((寄宿舎規則)) とする教育方針を具体化するもの でもあっただろう(実践女子学園百年史2001:99頁)。しかし、高等女学 校の間に洋服の制服が広がる中で、実践女学校も1923(大正12)年にワン ピース型のセーラー服、1931(昭和6)年にツーピース型のセーラー服を 採用する (図6)。

こうして、1920年代から30年代にかけて、セーラー服やワンピース、ジャ ンパースカートなどが高等女学校の制服として全国的に広がっていく。高 等女学校の普及で女子学生の体育の授業が本格化し、女子の競技スポーツ が盛んになる中で⁽⁸⁾、より動きやすい機能的な服装が求められるようになっ たのである。

それとともに、乳幼児や小学生の間にも洋服が普及する。当時、子ども 服は母親が作ることが多かったのだろう。1917(大正6)年に創刊された 都市中間層向けの雑誌『主婦之友』は、1930年代に入ると子ども服の作り 方について特集を組むようになる。例えば、1930(昭和5)年4月号では子 どもや女学生用の「合服」(春秋用の服)の仕立て方、同年6月号では「お 母様方の作られた夏の新型子供洋服八種「型紙いらずの夏の子供服六種」 「廃物利用の夏の子供服作り方二種」「浴衣地の子供洋服の作り方四種」と いった記事が掲載されている。

また、第一次世界大戦(1914年6月~18年11月)の前後から、都市部で は事務員やタイピスト、電話交換手などとして働く「職業婦人」が増加し、 洋装がそうした女性たちの仕事着となる。同じ頃、都市の繁華街では断髪 と洋服をファッションとして楽しむ「モダンガール」が登場する。こうし て洋服は、女子学生の制服や子ども服としてだけでなく、都市部で働く「職 業婦人」の仕事着として、あるいは、若い未婚女性のファッションとして 着用されるようになるのである。

しかし、それでもなお洋装化はすんなりとは進まなかった。図7は実践専門学校の授業風景だが、1929(昭和4)年でもほとんど着物と袴姿である。戦前、専門学校などで高等教育を受けた女性は、同年齢人口の1%を超えることはなかったと言われているが、都市部のエリート女性である専門学校の学生であっても、高等女学校卒業後は多くは和装だった。実践専門学校において、高等女学校に準じたセーラー服が制服として導入されるのは、1939(昭和14)年のことである(実践女子学園百年史:378頁)。

5.「家庭婦人」の和服

こうして洋装化に最も取り残され、和服を着続けたのは、家庭婦人(主婦)とその予備軍の若い女性たちだった。雑誌『主婦之友』の創刊号(1917年3月)の表紙には髷を結った和服姿の美人画が描かれているが(図8)、これが当時のかくあるべき主婦のイメージだったのである。木村涼子によると、1917~20年の『主婦之友』の表紙を飾った美人画は、2点を除いて和服姿であり、次第に日本髪はなくなっていくものの、8割以上がなお和服姿だったという(木村2010:249-256頁)。

とはいえ、既婚女性が全く洋服を着なかったわけではない。当時、都市部の富裕層や中間層では洋服を着る主婦が徐々に増えていた⁽⁹⁾。松屋呉服店や三越呉服店も洋服の販売に力を入れるようになる(図9)。それゆえ『婦



図7 実践女学校専門学校の授業風景 1929 (昭和4) 年 卒業アルバムより

人画報』は1925(大正14)年の1月号を「婦人洋装号」として、洋装化を 後押しした。しかし、「『日本服が矢張りい、』ではもう済まされない「洋 服に対する自信を以て着る「洋服をよく似合はせるには「洋服作法の常 識」などといった記事から、当時の女性たちにとって洋装がいかにハード ルの高いものだったかをうかがい知ることができる。

また、当時、文部省の外郭団体「生活改善同盟会」を中心に、経済合理 性の観点から改めて生活改善運動や服装改善運動が取り組まれたが、そこ で目指されたのは、和服の「改良」であり、和洋折衷の「改良服」の考案だっ た (夫馬2007)。生活改善運動では洋裁の講習会も行なわれたが、婦人服 については洋装化が目指されることはなかったのである。

そうした中、1925 (大正14) 年2月25日の『東京朝日新聞』は、「小学生 の服装は洋装が一般的になって来ましたが、家庭婦人の洋装は其の割合に ひろまりません」と述べ、「家庭婦人の洋装の可否」を論ずるよう呼びかけ ている。その結果6回にわたって女性読者の賛否両論が掲載されるが、そ の紙上討論において和服支持の主な論拠として挙げられたのは、住環境の



図8 『主婦之友』創刊号表紙 1917 (大正6) 年3月



図9 三越呉服店の広告 『婦人画報』1926 (大正15) 年11月号

問題と「古来養はれてきた日本婦人優美の表徴」(『東京朝日新聞』3月4日)、「我が婦人の古来の美風」(同3月6日)といった日本の伝統美だった。

このことは、女性の和服を日本の独自性や伝統文化の象徴と捉える明治中期の「国粋主義」が、一般の女性たちの間に浸透したことを意味するだろう。しかしながら、かつてと異なるのは、洋装化が進んだ1920年代以降は、和服という日本の伝統の担い手が「家庭そのものを本城としてゐる婦人」(同3月4日)に限定されたことである。それゆえ、「洋服は職業婦人や子供位にとどめて今の新家庭婦人は従来通り和服にエプロンで通る方が理想的」(同3月4日)だということになるのである。

では、なぜ主婦は洋装化から取り残され、日本の伝統美の担い手とされたのか。それは、当時の人々にとって、洋服は主に仕事着や制服であり、職場や学校といった公的な機関への帰属とそこでの任務を表象するものだったからだろう。そのため外で働く都市中間層の男性は、仕事を終えて家庭に帰れば和服に着替える(「二重生活」と言われていた)。そうした男性たちにとって、和服は家庭という私的領域でくつろぐための衣服だったのである。そうであれば、家庭を「本城」とする主婦は、当然和服姿でなければならなかっただろう。

その前提には家庭という私的領域の形成がある。1932(昭和7)年から 使用される高等小学校3年用国定修身教科書は、「人は家に於て世の風波を

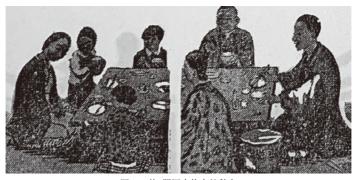


図10 第5期国定修身教科書 『国民学校国民科修身教科書 ヨイコドモ 上』1941(昭和16)年

避けて至純の愛情に浸ることが出来、又知らず知らずの間に其の人格を培 ふことが出来る。家は実に人生の揺籃であり、神聖な楽園である」と書い ている(宮田1959:905頁)。国定修身教科書においても、家はもはや家産 や家業を継承するための親族組織ではなく、「世の風波を避けて至純の愛情 に浸る | ことのできる家庭だったのである (10)。 そうした一家団欒の様子を 具体化したのが図10である。国定修身教科書が描き出す「神聖な楽園」は、 家族が和服でくつろぐところだったのである(11)。

おわりに

これまでみてきたように、洋装は西欧諸国に対して日本が「文明国」の 一員であることを証明するためのものであり、洋服の着用は近代化=西欧 化を担う公的・社会的役割や地位を象徴するものだった。だからこそ、皇 室や官僚など、明治国家の上層部にいる男性から洋装化が進行し、その後 も洋装化が止まることはなかった。

一方和服は、明治初年の欧化時代には、西欧と断絶したドメスティック な文化であり、日本の社会的・文化的後進性を示すものだった。だが、明 治中期以後、ナショナリズムが広がる中で、一転して和服は日本の独自性 や美風を表す伝統文化として再評価されることになる。

その結果、和服という日本の伝統文化は、すでに洋服という仕事着が手 放せなくなった男性ではなくて、公の世界に住まない女性が担うことに なった。そしてその後、女子学生や職業婦人や子どもの洋装化が進む中で、 ついに和服の着用は、家庭というさらにドメスティックな私的領域に限定 された。こうして、和服という日本の伝統文化は、主として家庭を切り盛 りする主婦が担うことになったのである。一方、女性の洋装化を女子学生 が先導したのは、女子学生が中等教育という公的領域に属しており、かつ、 結婚して家庭婦人になる前の存在だったからだろう。

第二次世界大戦を経て、ようやく既婚女性の洋装化が進むが、それでも なお、1952年6月23日の『朝日新聞』(夕刊)は、「日本の女の人が、なぜ身 につかぬ洋服をあんなに苦心して着ているのか、気が知れない」など、女性の洋装を批評するノグチ・イサムらの声を載せる(「夏の軽装はこんな風に」)。女性たちはそうした男性たちの批評を振り払って、普段着として洋服を着るようになるのである。だが、女性はその後も和服を晴れ着やフォーマルウェアとして着ることで、日本文化を担い続ける。一方、明治以降、フォーマルウェアや仕事着を洋服に替えた男性は、和服が普段着でなくなった今、もはや着物を着る機会をほとんど失ったのである。

注

- (1) その背景には1886年の帝国大学令の制定があるだろう。帝国大学令は、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」と定める。
- (2) 文部省「入学ノ女子着服ノ儀伺」1872年2月(佐藤1996所収:226頁)
- (3)「地方長官に対する文部省普通学務局長通牒 | 1883年5月(佐藤1996所収:227頁)
- (4) 「婦女服制のことに付て皇后陛下思召書」(佐藤1996所収:231頁)
- (5) 1872年設立の東京女子師範学校は、1885年にいったん東京師範学校に統合され、「東京師範学校女子部」となった後、1890年に「女子高等師範学校」、1908年に「東京女子高等師範学校」に改称される。なお、1882年に高等女学校が併設される。
- (6) 華族女学校では、縞の袴を禁じただけで、他は随意としたが、海老茶色の袴が多かったことから、女子学生を「海老茶式部」と呼ぶようになった。
- (7) 下田歌子は雑誌『女子之友』が1899 (明治32) 年に募集した「女子服装改良 方案懸賞募集」の審査員を務める。実践女学校の「校衣」は、下田が自ら作っ た改良服とされる (夫馬2007)。
- (8) 1902年には東京女子体育大学の前身である私立東京女子体操学校、1922年には日本女子体育大学の前身の二階堂体操塾が設立される。また、1920年代に入ると、各種の全国的な女子スポーツ大会が開催される。
- (9) 一方、一般庶民の間では、1923 (大正12) 年の関東大震災の後、「アッパッパ」と呼ばれる夏用の簡単服(ワンピース)が着られるようになる。
- (10) 修身教科書の描く家族像の変化については、牟田(1996)、広井(2010)参照。
- (11) 戦前の小学校修身教育では1904 (明治37) 年から国定教科書が使われる。 1934 (昭和9) 年以後使用される第4期国定教科書から、挿絵に描かれる子ど

もの服装が袴や着物から洋服へと変わっていく。母親は日本髪から簡易な東 髪に変わるが、その後も一貫して着物姿である。

引用参考文献

植木淑子(2013)「昭憲皇太后と洋装『明治聖徳記念学会紀要』復刊第50号, 404-422.

大串夏身、横山泰子編集(1997)『風俗画報:CD-ROM版』ゆまに書房.

刑部芳則(2010)『洋服・散髪・脱刀―服制の明治維新』講談社.

刑部芳則(2018)「明治時代の高等女学校と服装議論―女子生徒の着袴」大倉精神文 化研究所『大倉山論集』64集, 73-140,

石川文化事業財団お茶の水図書館編(2006)『カラー復刻『主婦之友』大正期総目次』 主婦の友社.

学習院百年史編纂委員会(1981)『学習院百年史』第1編.

木村涼子(2010)『〈主婦〉の誕生―婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館.

佐藤秀夫 (1996)『日本の教育課題2 服装・頭髪と学校』東京法令出版.

実践女子学園百年史編纂委員会(2001)『実践女子学園百年史』

下田歌子(1893)『家政学』上巻、博文館、

下田歌子(1901)「本校にて用ふる袴の起因及び製作」細川潤次郎『女教一斑』第6集.

下田歌子(1903)「女子教育概観」松原岩五郎『女学生の栞』

難波知子(2012)『学校制服の文化史』創元社.

難波知子(2016)『近代日本学校制度図録』創元社.

萩原美代子(2005)「ブルマー登場以前―衣服と脚の関係から『ブルマーの社会史― 女子体育へのまなざし』青弓社.

広井多鶴子 (2010)「親と子の『自然』な責務 ― 『天道』から『人道』へ」『東京大学 大学院教育学研究科教育行政学論叢』29号,51-85.

夫馬佳代子編著(2007)『衣服改良運動と服装改善運動』家政教育社.

本田和子(1990)『女学生の系譜 彩色される明治』青土社.

馬場まみ(2010)「近代化と服装:洋服と和服の意味『日本衣服学会誌』53巻2号、 66-72.

ベルツ (1889)「女子教育上ノ弊害ニ就テ 『大日本教育会雑誌号外』(佐藤1996所収)。

宮田丈夫(1959)『道徳教育資料集成』第2巻、第一法規出版、

牟田和恵(1996)『戦略としての家族─近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.

山脇房子(1925)「生徒の自発に生まれた制服『婦人画報』231号, 48-49.